

# 農業関係統計

平成28年3月

沖縄県農林水産部

農業関係統計

平成二十八年三月

沖縄県農林水産部

## 農業関係統計

---

平成28年3月 発行

編集・発行 沖縄県農林水産部農林水産総務課  
〒900-8570  
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
TEL (098) 866-2254  
FAX (098) 866-2265

---

## はじめに

近年、経済社会のグローバル化や少子・高齢化等を含め、農業情勢は急速に変化しつつあります。

そのような中、県では、沖縄21世紀農林水産業振興計画を策定し、「持続的農林水産業の振興」及び「フロンティア型農林水産業の振興」を目標とし、各種施策・事業を展開することとしております。

『農業関係統計』は、沖縄農業に関する基本的な統計情報を県及び圏域・市町村別統計として編集したものであり、沖縄農業の変遷を把握すること、農業や農村の動きを的確にとらえることを目的として作成しております。

作成に当たっては、可能な限り最新の統計情報を掲載するとともに、国や県、並びに関係機関の業務資料等を補完することにより、農業の総合的な統計書としての利便性に務め、各種施策・事業の推進に役立つよう工夫を凝らしております。

本冊子が、沖縄農業の振興のために、関係各方面で幅広く御活用いただければ幸いに存じます。

最後になりますが、本冊子の作成に当たり御協力いただいた内閣府沖縄総合事務局農林水産部を始め、関係各位に対し深く感謝の意を表しますとともに、今後ともより一層の御指導及び御教示をよろしくお願い申し上げます。

平成28年3月

沖縄県農林水産部長

島田 勉

## 総目次

利用者のために	1～3
資料・用語の解説	4～16
I 県計統計表	17～105
II 圏域・市町村別統計表	106～209

## 目次

### I 県計統計表

#### 1 気象

- (1) 気温、平均湿度、降水量、降水日数及び日照時間（那覇） 17
- (2) 台風の沖縄県への接近数 18

#### 2 県土・土地利用

- (1) 市町村別面積 19
- (2) 島しょ面積、島しょ数 20
- (3) 利用区分別県土利用 21

#### 3 人口総数及び世帯数

- (1) 総世帯数、農家数及び農家率（沖縄・全国） 22
- (2) 人口総数、農家人口及び農家人口率（沖縄・全国） 22

#### 4 所得

- (1) 県内総生産と国内総生産 23
- (2) 県民所得と国民所得 23

#### 5 労働力

- (1) 産業別就業者数 24

#### 6 家計

- (1) 販売農家と勤労者世帯の所得・家計費 25

#### 7 耕地

- (1) 耕地の種類別面積 26
- (2) 耕地の拡張・かい廃面積 28

#### 8 農業経営体

- (1) 農林業経営体数 30
- (2) 組織形態別経営体数（農業経営体） 30
- (3) 経営耕地面積規模別経営体数（農業経営体のうち家族経営） 30
- (4) 農産物販売金額規模別経営体数（農業経営体のうち家族経営） 31
- (5) 農業経営組織別経営体数（農業経営体のうち家族経営） 31

(6) 経営耕地の状況（農業経営体のうち家族経営）	33
(7) 借入耕地（農業経営体のうち家族経営）	34
(8) 貸付耕地（農業経営体のうち家族経営）	34
<b>9 農 家</b>	
(1) 農家数（総農家、販売農家、自給的農家）	35
(2) 農家の経営耕地面積	36
(3) 農家の耕作放棄地面積	36
<b>10 販売農家</b>	
(1) 農業労働力保有状態別農家数	37
(2) 主副業別農家数	39
(3) 専兼業別農家数	40
(4) 年齢別世帯員数	41
(5) 就業状態別世帯員数	43
(6) 農業従事者数、農業就業人口、基幹的農業従事者数	45
(7) 年齢別農業従事者数	46
(8) 年齢別農業就業人口	48
(9) 年齢別基幹的農業従事者数	50
<b>11 農業経営</b>	
(1) 個別経営	52
<b>12 農作物</b>	
(1) さとうきび	55
① 収穫面積、10a 当たり収量及び収穫量	
② 経営規模別農家数	
(2) 野菜	57
作付面積及び収穫量	
(3) パインアップル	63
栽培面積、収穫面積、10a 当たり収量、収穫量及び出荷量	
(4) かんきつ類	64
結果樹面積、収穫量及び出荷量	
(5) その他の果樹	65
結果樹面積、収穫量及び出荷量	
(6) 水稲	68
作付面積、10a 当たり収量及び収穫量	
(7) 葉たばこ	69
栽培農家数、収穫面積、10a 当たり収量、収穫量、1 kg 当たり平均価格及び生産額	
(8) 茶	70
栽培農家数、栽培面積、摘採実面積、生葉収穫量及び荒茶生産量	
(9) 花き	71
作付（収穫）面積、1 a 当たり出荷量及び出荷量	

(10) 麦、豆類、かんしょ	74
作付面積及び収穫量	
(11) 飼料作物	75
作付面積、10a 当たり収量及び収穫量	
(12) 農作物の作付（栽培）延べ面積及び耕地利用率	76
<b>13 畜産</b>	
(1) 肉用牛、乳用牛、豚の飼養戸数及び飼養頭数	78
(2) 採卵鶏、ブロイラーの飼養戸数及び飼養羽数	79
<b>14 農業産出額</b>	
(1) 農業産出額と生産農業所得	80
(2) 農産物産出額の順位	81
<b>15 農畜産物生産費</b>	
(1) さとうきび生産費	83
(2) 子牛生産費	87
(3) 肥育豚生産費	91
<b>16 農業協同組合</b>	
(1) 業種別農協等数	95
(2) 総合農協の組合員数及び役職員数	95
(3) 総合農協の組合員戸数規模別組合数及び1組合当たり役職員数（沖縄・全国）	96
(4) 総合農協の主要指標（平成24年、1組合平均）（沖縄・全国）	96
(5) 貸借対照表（累年統計）	97
<b>17 流通</b>	
(1) 野菜の県外出荷量及び県外出荷額	101
(2) 花きの県外出荷量及び県外出荷額	102
(3) 果樹の県外出荷量及び県外出荷額	103
<b>18 農業機械</b>	
(1) さとうきび収穫機械稼動状況	104
<b>19 農業農村整備事業</b>	
(1) 農業農村整備事業の計画と実績	105

## II 圏域・市町村別統計表

### 1 人口・世帯数

(1) 人口総数及び世帯数	106
(2) 人口総数及び世帯数（推計人口）	109
(3) 産業別就業者数（国勢調査）	110

### 2 耕地

(1) 耕地の種類別面積	115
(2) 農業振興地域の概要	121
① 農業振興地域別農用地区域設定率等	
② 農業振興地域別の現況地目別面積	
③ 農用地区域内の現況地目別面積	
④ 農用地区域内の用途区分別面積	

### 3 農業経営体

(1) 農業経営体数	125
(2) 組織形態別経営体数（農業経営体総数）	126
(3) 経営耕地面積規模別経営体数（農業経営体のうち家族経営）	127
(4) 農産物販売金額規模別経営体数（農業経営体のうち家族経営）	128
(5) 農業経営組織別経営体数（農業経営体のうち家族経営）	129
(6) 経営耕地の状況（農業経営体のうち家族経営）	131
(7) 借入耕地（農業経営体のうち家族経営）	132
(8) 貸付耕地（農業経営体のうち家族経営）	133

### 4 農家

(1) 農家数	134
(2) 農家の経営耕地面積	136
(3) 農家の耕作放棄地面積	139
(4) 認定農業者数	141

### 5 販売農家

(1) 農業労働力保有状態別農家数	142
(2) 主副業別農家数	147
(3) 専兼業別農家数	151
(4) 年齢別世帯員数	156
(5) 就業状態別世帯員数	161
(6) 年齢別農業従事者数	166
(7) 年齢別農業就業人口	169
(8) 年齢別基幹的農業従事者数	174

### 6 農作物

(1) さとうきび	177
(2) 野菜の作付面積、収穫量及び出荷量	182
(3) パインアップルの収穫面積及び収穫量	192



(4) かんきつ類の結果樹面積、収穫量及び出荷量	193
(5) その他の果樹の結果樹面積、収穫量及び出荷量	194
(6) 水稲の作付面積及び収穫量	196
(7) 葉たばこの収穫面積及び収穫量	196
(8) 茶の栽培農家数、栽培面積、生葉収穫量及び荒茶生産量	197
(9) 花きの作付（収穫）面積及び出荷量	198

## 7 畜産

(1) 肉用牛の飼養戸数、飼養頭数	200
(2) 乳用牛の飼養戸数、飼養頭数	201
(3) 豚の飼養戸数、飼養頭数	202
(4) 採卵鶏の飼養戸数、飼養羽数	203
(5) ブロイラーの飼養戸数、飼養羽数	204

## 8 農業産出額

(1) 農業産出額と生産農業所得	205
(2) 農産物産出額の順位（上位10位）	208

## 利用者のために

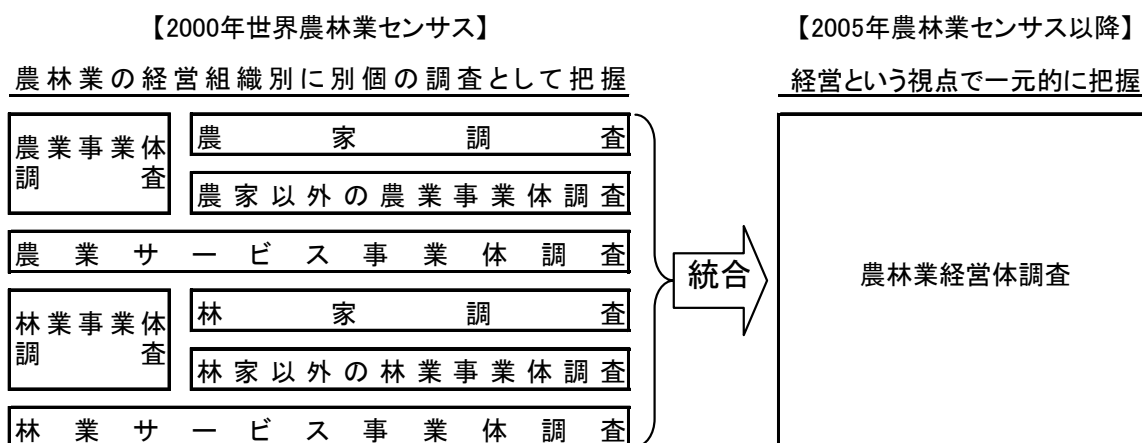
- 1 本書は、農林水産省「農林業センサス」及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部の実施した各種調査の結果を中心に収録し、その他の省庁、各種団体及び県の統計資料を加えて編集しました。
- 2 本書の構成は、県計統計表、圏域・市町村別統計表の2部からなり、県計統計表では、全国の統計を併せて掲載するよう努めました。
- 3 本書に収録した統計資料の出所は、機関名、「調査名」又は『資料名』を脚注に掲げました。
- 4 「農林業センサス」は、10年ごとに実施される世界農林業センサスとその中間年ごとに実施される農業センサスからなります。「2005年農林業センサス」からは、これまで10年周期で実施してきた林業センサスを農業センサスと統合し、農林業センサスとして5年周期で実施することとなりました。また今回の「2010年世界農林業センサス」により、農業が13回目、林業が7回目の調査となります。

沖縄県における農林業センサスは次のとおり実施されており、平成22年2月に実施された今回のセンサスは11回目にあたります。第3回目までは琉球政府が独自で行い、第4回目以降は復帰に伴い全国一斉に行われています。

第1回目	1950年世界農業センサス（昭和26年2月実施）
第2回目	1965年農業センサス（昭和39年4月実施）
第3回目	1970年世界農林業センサス（昭和46年10月実施）
第4回目	1975年農業センサス（昭和49年12月実施）
第5回目	1980年世界農林業センサス（昭和54年12月実施）
第6回目	1985年農業センサス（昭和59年12月実施）
第7回目	1990年世界農林業センサス（平成元年12月実施）
第8回目	1995年農業センサス（平成6年12月実施）
第9回目	2000年世界農林業センサス（平成11年12月実施）
第10回目	2005年農林業センサス（平成16年12月実施）
第11回目	2010年世界農林業センサス（平成22年2月実施）

5 2005年農林業センサスより、近年の農林業情勢の変化に対応し、多様化した農林業の構造等を的確に把握するため、調査体系、調査対象の概念・定義、調査内容等について抜本的な見直しが行われています。このため、一部の調査項目において2000年世界農林業センサスまでの結果と直接比較ができないものがありますので、データの利用に当たっては十分注意してください。

- (1) 農林業経営を的確に把握するために、これまでの世帯（農家及び林家）に着目した調査から経営に着目した調査体系に改められました。
- (2) 法人化、集落営農等を含む農業経営の組織化の動きを的確に捉えるため、個人・組織・法人等多様な担い手を一元的かつ横断的に捉える調査体系に変更されました。
- (3) 地域における農林業の実態を総合的に捉えるため、農業及び林業に関する6つの調査を統合し「農林業経営体調査」として一本化されました。



6 統計数値は、原則として暦年又は年度で表示してありますが、これによらない場合は、各表又は後述の資料・用語の解説の項に記載します。

7 統計数値の中には、四捨五入の関係で、計と内訳が一致しない場合があります。

8 統計表中に使った符号は次のとおりです。

- 「－」…………… 調査は行ったが、事実のないもの
- 「…」…………… 事実不詳又は調査を欠くもの
- 「0」…………… 表示単位に満たないもの
- 「△」…………… 負数又は減少したもの
- 「x」…………… 秘密保護上数値を公表しないもの

- 9 本書における市町村名は、各参考資料、参照年に基づき掲載されていますので注意してください。市町村の合併については以下の表を参照してください。

合併日	旧市町村名	新市町村名
平成14年4月1日	仲里村、具志川村	久米島町
平成17年4月1日	石川市、具志川市、与那城町、勝連町	うるま市
平成17年10月1日	平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町	宮古島市
平成18年1月1日	東風平町、具志頭村	八重瀬町
平成18年1月1日	玉城村、知念村、佐敷町、大里村	南城市

## 資料の解説

### I 県計統計表

#### 1 気象

那覇の気温、湿度、降水量、日照時間、並びに沖縄本島への台風の接近数を、沖縄気象台の資料を基に掲載しました。

#### 2 県土・土地利用

国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」を基に、市町村別面積を掲載しました。また、主な島しょ別面積を沖縄県企画部『離島関係資料』を基に掲載しました。利用区分別県土利用の状況については、沖縄県企画部資料によります。

#### 3 人口総数及び世帯数

総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）を基に、総世帯数及び総人口を掲載し、農家数及び農家人口を併記しました。「国勢調査」以外の年は、総務省及び沖縄県による「推計人口」（各年10月1日現在）によります。

#### 4 所得

沖縄県企画部「県民経済計算（県民所得統計）」及び総務省「国民経済計算」に基づき、県内（国内）総生産、県民（国民）所得を掲載しました。

なお、平成8年までの数値は、毎年遡及改訂されています。

#### 5 労働力

沖縄県企画部及び総務省統計局による「労働力調査」に基づき、産業別就業者数を掲載しました。

#### 6 家計

沖縄県企画部及び総務省統計局「家計調査」に基づき、勤労者世帯（二人以上世帯）の所得、家計費等を掲載しました。また、『沖縄農林水産統計年報』に基づき販売農家1戸当たりの所得、家計費等を掲載しました。

#### 7 耕地

農林水産省「耕地面積調査」に基づき、種類別耕地面積、拡張・かい廃面積、耕地利用率等を掲載しました。

本調査は、対地標本実測調査により実施されています。

対地標本実測調査は、都道府県をいくつかの地域に区分し、その中から、標本単位区を抽出し、抽出した標本単位区的全筆（全区画）について、事前に台帳に整理した筆別（区画別）の面積を基準に調査対象項目の面積（田畑別の耕地面積等）を見積り、それを基に都道府県全体の面積が推計されています。

耕地の拡張及びかい廃面積は、巡回・見積り、資料及び空中写真等の利用により実施されています。

なお、「耕地面積調査」の調査時点は、平成13年までは8月1日現在でしたが、平成14年以降は7月15日現在となっています。

## 8 農業経営体

農林水産省「農林業センサス」に基づき、農林業経営体数を掲載しました。また、農業経営体のうち家族経営体における組織形態別経営体数、経営耕地面積規模別経営体数、農産物販売金額規模別経営体数及び農業経営組織別経営体数を掲載しました。

本項目は、「農林業センサス」が、農林業経営を的確に把握するために、これまでの世帯に着目した調査から経営に着目した調査体系に改められたことに伴い追加した新規項目です。

## 9 農家

農林水産省「農林業センサス」の結果に基づき農家数、農家の経営耕地面積及び耕作放棄地面積を掲載しました。

調査対象農家の経営耕地面積の下限基準は、東日本10アール以上、西日本5アール以上となっていました。1990年センサス以降、10アール以上に統一されました。また、経営耕地面積が10アール未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯も農家に含まれます。

1990年センサスから、調査農家が、商品生産を主たる目的として農業を営む「販売農家」と、飯米自給等を主たる目的としている「自給的農家」に区分されました。

## 10 販売農家

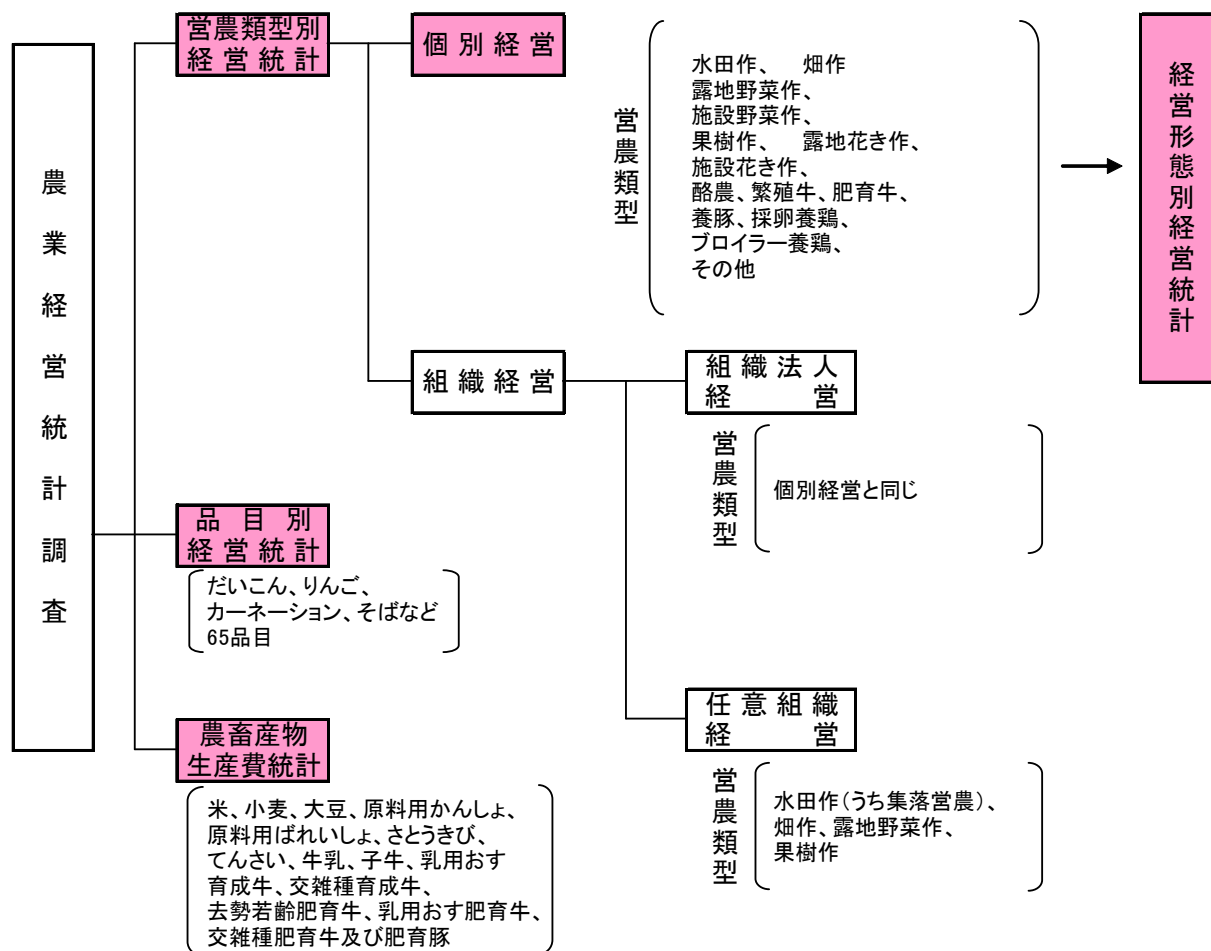
農林水産省「農林業センサス」に基づき、販売農家における農家数、世帯員数、農業従事者数、農業就業人口及び基幹的農業従事者数を掲載しました。

利用に際して、昭和60年値は新定義への組み替え値であること、また、個々の数値は四捨五入されているため積み上げ値は合計又は総数に一致しない場合があることに注意が必要です。

## 11 農業経営

農林水産省「農業経営統計調査」の結果によります。調査期間は、各年1月から12月までの1年間です。

本調査は、販売農家を対象に、組織経営を含め農業経営の実態を一体的かつきめ細かく明らかにする観点から、法人、集落営農などの組織経営に関する調査の充実を行いつつ、農業経営関連諸施策等の見直し・再編に的確に対応した調査体系及び調査内容とし、平成16年から現行体系による調査が実施されています。



なお、主な経営収支の計上範囲は、以下のとおりとなっています。

(1) 農業粗収益

農業粗収益には、農業経営の成果である農産物等の販売収入、現物外部取引額、農業生産現物家計消費額、農作業受託収入等が計上されています。

なお、経営安定対策等の補てん金・助成金については農業雑収入に、販売価格の一部として交付される助成金等については当該農産物の販売収入として、それぞれ計上されています。

(2) 農業経営費

農業経営費には、農業粗収益を得るために要した資材や料金の一切の費用が計上されています。

(3) 農業生産関連事業収支

農業生産関連事業の収支には、農業経営関係者が経営権を持っている事業の収支が計上されています。

なお、「農業生産関連事業」とは、農業経営関係者が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園、市民農園等の農業に関連する事業であって、①従事者がいること、②当該農家で生産した農作物を使用していること、③当該農家が所有又は借り入れている耕地もしくは農業施設を利用していること、のいずれかに該当するものとされています。

ただし、これらの事業を行っていても、別に法人化等により経営する事業は、農業生産関連事業とはせず、農外事業とされています。

#### (4) 農外収入

農外収入には、農業経営関係者が経営権を持っている農業及び農業生産関連事業以外の事業の収入、農業経営関係者が他の経営に雇用されて受け取る給料・俸給等のほか、農業経営関係者が受け取る歳費・手当、配当利子等、貸付地の小作ならびに地代収入等が計上されています。

#### (5) 農外支出

農外支出には、上記(4)の事業に係る支出及び負債利子が計上されています。

#### (6) 年金等の収入

農業経営関係者が受け取る年金及び各種社会保障制度による給付金、退職金、各種祝い金及び見舞金が計上されています。

#### (7) 租税公課諸負担

農業経営関係者の農業経営以外の経営負担分が計上されています。

#### (8) 推計家計費

推計家計費は下記により算出されています。

$$\begin{aligned} \text{推計家計費} = & \{ \text{都道府県庁所在市別1人当たり年平均の消費支出 (注)} \} \\ & \times \{ \text{家計費推計世帯員数} \} + \{ \text{生産現物家計消費額} \} \\ & + \{ \text{減価償却費(家計負担分)} \} \end{aligned}$$

(注) 総務省家計調査の「2人以上の世帯で農林漁家世帯を含む全世帯」の結果が用いられています。なお、家計調査の消費支出には、営農類型別経営統計で、農外支出としている通勤定期代、固定資産購入としている自動車購入費(10万円以上)及び公課諸負担としている自賠責保険掛け金(家計以外)が含まれること、農家との水準が明らかに異なる家賃地代がそのまま含まれることなどに注意する必要があります。



## 12 農作物

園芸作物、工芸農作物、普通作物及び飼料作物について、作付面積（栽培面積・結果樹面積・収穫面積）、収穫量及び出荷量等を掲載しました。

### (1) さとうきび

農林水産省「甘味資源作物調査」の結果及び沖縄県農林水産部『さとうきび及び甘しゃ糖生産実績』に基づき、収穫面積、10アール当たり収量、収穫量及び農家数を掲載しました。

さとうきびの年産区分は、収穫期間が2年にまたがるため、収穫を開始した年としています。また、さとうきびの作型には、夏植え・春植え・株出しがあり、次のように区分しています。

- (ア) 夏植とは、前年夏（7月から9月頃）に植え付けて、当年12月から翌年4月頃までに収穫されたものをいいます。
- (イ) 春植とは、当年春（2月から4月頃）に植え付けて、当年12月から翌年4月頃までに収穫されたものをいいます。
- (ウ) 株出しとは、収穫後、ほ場に残った株（根茎）からほう芽させ、これを肥培管理して、その年の12月から翌年4月頃までに再び収穫されたものをいいます。

### (2) 野菜

内閣府沖縄総合事務局農林水産部「野菜調査」の結果及び沖縄県農林水産部園芸振興課資料に基づき、作付面積、収穫量及び出荷量を掲載しました。

- (ア) 作付面積、収穫量及び出荷量は露地栽培・施設栽培の全てを含めたものです。
- (イ) 「作付面積」とは、野菜をは種又は植付けし、発芽又は定着した作物の利用面積をいいます。なお、施設に作付けされている場合の作付面積は、作物の栽培に直接必要な作物間の通路などの空間地を含めた利用面積としており、施設間の通路等の空間地は作付面積には含めないこととされています。
- (ウ) 「収穫量」とは、栽培して収穫・収納したもののうち、品質・規格が一定基準以上のものの量をいいます。なお、収穫せずほ場に放棄したものは、収穫量には含めないこととされています。
- (エ) 「出荷量」とは、生食向及び加工向として販売したものをいい、生産者が自家消費したものや種子用及び飼料用として販売したものは含めないこととされています。

### (3) パインアップル

内閣府沖縄総合事務局農林水産部「果樹調査」の結果及び沖縄県農林水産部園芸振興課資料に基づき、栽培面積、収穫面積、10アール当たり収量、収穫量及び出荷量を掲載しています。

- (ア) 「収穫面積」とは、4月1日から翌年の3月31日までに収穫が行われた面積です。
- (イ) 「出荷量」とは、生食向及び加工向として販売した果実の重量をいいます。

#### (4) かんきつ類

内閣府沖縄総合事務局農林水産部「果樹調査」の結果及び沖縄県農林水産部園芸振興課資料に基づき、結果樹面積、収穫量及び出荷量を掲載しています。

「結果樹面積」とは、当該年産の収穫を意図して結果させた栽培面積です。

#### (5) その他の果樹

内閣府沖縄総合事務局農林水産部「果樹調査」の結果及び沖縄県農林水産部園芸振興課資料に基づき、結果樹面積、収穫量及び出荷量を掲載しています。

#### (6) 水 稲

内閣府沖縄総合事務局農林水産部「作物統計調査」の結果に基づき、作付面積、10アール当たり収量及び収穫量を掲載しています。

#### (7) 葉たばこ

沖縄県たばこ耕作組合資料に基づき、栽培農家数、収穫面積、10アール当たり収量、収穫量、1kg当たり平均価格、生産額を掲載しています。

#### (8) 茶

内閣府沖縄総合事務局農林水産部「茶調査」の結果に基づき、農家数、栽培面積、摘採実面積、生葉収穫量、荒茶生産量を掲載しています。

(ア) 茶栽培農家とは、茶を栽培して生葉を収穫することを目的として事業を行う世帯をいいます。

(イ) 栽培面積は、8月1日現在の面積です。

(ウ) 摘採面積とは、茶栽培面積のうち摘採した実面積をいいます。

(工) 年産区分は暦年です。

#### (9) 花 き

内閣府沖縄総合事務局農林水産部「花き調査」の結果及び県農林水産部園芸振興課資料に基づき、作付面積、1アール当たり出荷量、出荷量を掲載しています。

(ア) この調査の年産区分は、出荷期間が通年(1～12月)のものは暦年によって年産を区分し、出荷期間が2年にまたがるものは原則として出荷開始の月の属する年の年産としています。

(イ) 鉢ものの収穫面積は、鉢の占有した面積です。

#### (10) 麦、豆類、かんしょ

内閣府沖縄総合事務局農林水産部「普通作物作況調査」の結果によります。

#### (11) 飼料作物

内閣府沖縄総合事務局農林水産部「飼料作物作況調査」及び「作付面積調査」の結果に基づき、作付面積、10アール当たり収量、収穫量を掲載しています。

## (12) 農作物の作付（栽培）延べ面積及び耕地利用率

沖縄総合事務局農林水産部「作付延べ面積調査」によります。

この統計数値は、農業的土地利用の状況を表すものとして、「耕地面積調査」及び「作付面積調査」等の結果から作成されています。

## 13 畜産

内閣府沖縄総合事務局農林水産部「家畜統計調査」、同「食鳥流通統計調査」に基づき、肉用牛、乳用牛、豚、採卵鶏及びブロイラーの飼養戸数、飼養頭羽数を掲載しました。

畜産統計調査では、肉用牛、乳用牛、豚及び採卵鶏について標本調査が行われています。また、食鳥流通統計調査では、食鳥について全国すべての食鳥処理場を対象に調査が行われています。

- (1) 「子取り用めす豚」とは、生後6ヶ月以上で子豚を生産することを目的として飼養している「めす豚」をいい、過去に種付けをしたことのある豚及び近い将来種付けすることが確定している豚をいいます。
- (2) 「成鶏めす」とは、生後6か月齢以上のめす鶏のことです。したがって、産卵をしても6か月齢未満の鶏は「ひな」として取り扱われています。

## 14 農業産出額

農林水産省「生産農業所得統計」及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部「生産農業所得統計」から、農業産出額と生産農業所得を掲載しました。

農業産出額は、平成18年までは市町村別推計でしたが、平成19年から都道府県別推計に変更となりました。そのため、子豚や鶏ひなの県内他市町村への販売については、農業産出額として計上されなくなりました。

農業産出額の推計方法は、全国の産出額が概ね50億円以上の農産物及び加工農産物については個別に産出額を計算し、それ以外の農産物及び加工農産物については農業生産部門ごとに「その他農産物」として一括推計されています。また、生産農業所得は、農業産出額に所得率を乗じて推計されています。

## 15 農畜産物生産費

内閣府沖縄総合事務局農林水産部「生産費統計調査」によります。

本調査は、「農業経営統計調査」の一環として実施されています。

なお、この統計は、本県においては、さとうきび生産費以外は調査農家戸数が少なく、調査農家平均値が必ずしも本県の平均的な実態とは言えませんので、利用に当たっては注意してください。

## 16 農業協同組合

沖縄県農林水産部『農業協同組合要覧』、農林水産省経営局協同組織課『総合農協統計表』に基づき、農協数、総合農協の組合員数及び役員数並びに事業分量等を収録しました。なお、本県の総合農協は、平成14年4月に合併し1組合となりました。

## 17 流 通

沖縄県農林水産部『沖縄県の園芸・流通』に基づき、野菜、花き及び果樹の県外出荷実績（出荷量、出荷額）を収録しました。

## 18 農業機械

沖縄県農林水産部『さとうきび及び甘しゅ糖生産実績』に基づき、さとうきび収穫機械の稼働状況を収録しました。

## 19 農業農村整備事業

沖縄県農林水産部『沖縄県の農業農村整備』に基づき、農業農村整備事業の整備率、事業別実績等を収録しました。

## II 圏域・市町村別統計表

### 1 人 口

総務省「国勢調査」及び、沖縄県企画部統計課「沖縄県の人口」に基づき、男女別人口、世帯数及び産業別就業者数を掲載しました。

### 2 耕 地

農林水産省「農林業センサス」及び同「耕地面積調査」に基づく耕地面積を掲載しました。また、内閣府沖縄総合事務局農林水産部『農業振興地域整備計画総覧』に基づき、農用地区域設定率、現況地目別面積等を収録しました。

### 3 農業経営体

農林水産省「農林業センサス」に基づき、農業経営体数を掲載しました。また、農業経営体のうち家族経営体について、借入耕地及び貸付耕地面積を掲載しました。

### 4 農 家

農林水産省「農林業センサス」に基づき、農家数、経営耕地面積及び耕作放棄地面積を掲載しました。また、沖縄県農林水産部資料から認定農業者数の推移を掲載しました。

### 5 販売農家

農林水産省「農林業センサス」に基づき、販売農家における農業労働力保有状態別農家数、主副業別農家数、専兼業別農家数、年齢別世帯員数、就業状態別世帯員数、年齢別農業従事者数、年齢別農業就業人口及び年齢別基幹的農業従事者数を掲載しました。

## 6 農作物

平成18年産までは、内閣府沖縄総合事務局農林水産部『園芸・工芸農作物市町村別統計書』から、さとうきび、野菜、パインアップル、かんきつ類、その他果樹、水稻、葉たばこ、茶、花きの収穫面積及び収穫量等を掲載しました。

なお、平成19年産からは、同統計書が廃止されたため、沖縄県農林水産部及び関係団体の資料を使用しています。

## 7 畜産

沖縄県農林水産部「家畜家きん等の飼養頭羽数の調査」（各年12月31日現在）の結果を掲載しました。

前出の内閣府沖縄総合事務局農林水産部「家畜統計調査」では農業試験場・学校等の特殊飼養者を除きますが、県の調査ではこれが含まれています。また、調査時点の相違等から両者の数値が異なりますので利用に当たっては注意してください。

## 8 農業産出額

農林水産省「生産農業所得統計」及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部『沖縄農林水産統計年報』から、直近年の農業産出額と生産農業所得及び、個別農産物の産出額を掲載しました。

農業産出額は、平成18年までは市町村別推計でしたが、平成19年から都道府県別推計に変更となりました。そのため、子豚や鶏ひなの県内他市町村への販売については、農業産出額として計上されなくなりました。

農業産出額の推計方法は、全国の産出額が概ね50億円以上の農産物及び加工農産物については個別に産出額を計算し、それ以外の農産物及び加工農産物については農業生産部門ごとに「その他農産物」として一括推計されています。また、生産農業所得は、農業産出額に所得率を乗じて推計されています。

## 用語の定義

### 農 家

経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯及び経営耕地面積が10アール未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯（これを「例外規定農家」といいます。）をいいます。

農業を営むとは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいいます。

※例外規定農家に係る農産物販売金額の下限基準は、1970年センサスでは5万円以上、1975年は7万円以上、1980年及び1985年は10万円以上、1990年以降が15万円以上です。

### 農家の区分

#### 販売農家

経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。

#### 自給的農家

経営耕地面積が30アール未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。

### 専兼業別分類

※「15歳以上の世帯員」、「男子15～64歳」とあるのは、平成6年までは「16歳以上の世帯員」、「男子16～64歳」となりますので注意してください。

#### 専業農家

15歳以上の世帯員の中に、**兼業従事者**（調査期日前1年間に30日以上**雇用兼業**に従事した者又は調査期日前1年間の販売金額が15万円以上ある**自営兼業**に従事した者）が1人もいない農家をいいます。

専業農家のうち、「男子生産年齢人口のいる世帯」とは、男子15～64歳の世帯員がいる世帯をいいます。

なお、雇用兼業とは、他に雇用されて仕事に従事すること、自営兼業とは、収入を得るために自ら営んでいる農業以外の仕事に従事することをいいます。

#### 兼業農家

15歳以上の世帯員の中に、兼業従事者が1人以上いる農家をいいます。

**第1種兼業農家**とは農業を主とする兼業農家、**第2種兼業農家**とは農業を従とする兼業農家をいいます。この場合のいずれが主であるかは、世帯として農業所得と農外所得のどちらが多いかによります。

### 主副業別分類

※農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて、農業生産の担い手農家をより鮮明に析出する農家分類として1995年センサスから採用されました。

#### **主業農家**

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいいます。

#### **準主業農家**

農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいいます。

#### **副業的農家**

1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいいます。

### 農業経営組織別分類

#### **単一経営農家**

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が総販売金額の8割以上の農家をいいます。

#### **複合経営農家**

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が総販売金額の8割未満の農家をいいます。

### 世帯員・農業労働力

※「15歳以上の世帯員」とあるのは、平成6年までは「16歳以上の世帯員」となるので注意してください。

#### **農業従事者**

満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した世帯員をいいます。

**自営農業**とは、自家農業（自家で経営している農業）に農作業を含めたものをいい1990年センサスから用いられた概念です。

#### **農業就業人口**

農業従事者のうち、調査期日前1年間に「自営農業のみに従事した者」又は「農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者」のことをいいます。

#### **基幹的農業従事者**

農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者をいいます。

世帯員の就業状態区分

区 分		仕事への従事状況				
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しない
			農業従事日数が多い	その他の仕事への従事日数が多い		
ふだんの主な状態	仕事の主	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">基幹的農業従事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100%;"> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">農業就業人口</div> <div style="text-align: center;">農業従事者</div> </div> </div>				
	主に自営農業					
	主に他に勤務					
	主に農業以外の自営業					
	家事・育児					
	学生（研修含む）					
上記以外						

**農業専従者**

調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいいます。

なお、調査期日前1年間に自営農業従事日数が60日から149日の者を**準専従者**といます。

**認定農業者（制度）**

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づいて、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画（農業経営の規模拡大、生産方式経営管理の合理化、農業従事の改善等農業経営の改善を図るための計画）を認定する制度です。

認定を受けた農業者（認定農業者）に対しては、スーパーL・S資金等の低利融資制度、農地流動化対策等各種施策の支援措置が用意されています。

経営耕地

**経営耕地**

農林業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有し耕作している耕地（自作地）とよそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計です。

**耕作放棄地**

以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思がない土地をいいます。例えば、農地を宅地に転用する予定があったり、地価の値上がりを待って売る予定で耕作していない場合な



ど、耕作以外の利用を考えて放置している場合はこれにあたります。

#### **借入耕地・貸付耕地**

借入耕地とは、経営耕地のうち、自家の所有耕地（自作地）以外を借り入れるなどして耕作している耕地をいいます。

貸付耕地とは、自家の所有耕地を耕地として貸し付けているもので、経営委託や請負耕作に出している耕地のすべてを含みます。

### 農業経営

#### **農業生産関連事業**

農業経営関係者が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園、市民農園等の農業に関連する事業であって次の規程のいずれかに該当するものをいいます。

- ①従事者がいること
- ②該当農家で生産した農産物を使用していること
- ③該当農家が所有又は借り入れている耕地若しくは農業施設を利用していること

#### **農業経営関係者**

経営主夫婦及び年間60日以上該当農家の農業に従事する世帯員である家族をいいます。なお、15歳未満の世帯員及び高校・大学等に就学中の世帯員は、年間の自営農業従事日数が60日以上であっても農業経営関係者とはしません。